建設教育訓練助成金 (建設広域教育訓練 - 受講援助) 支給申請書

労働局長 殿

(公共職業安定所長経由)	
建設教育訓練助成金(建設委広域教育訓練-受講援助)の支給を受けたいので申請します。	

		+)													
申	中小建設事業主等の名称 代表者の役職名及び氏名													ð	
請	所 在	地		₹						(電話					
誀	代理人の													Ð	
	代表者の役職名及	り 東 クロール													
者	所在②担当者の職名及	7.ド氏を		(電話 - イ職名 ロ氏名)		
	展 用 保 『		用	1 相 以 在		1 1			1			_			
③ 事	事業所	番	号						ホ	雇用保	険料率	1,000	分の ————		
業	口業		種	大臣へを登業許可番号											
内	ハ常用労	働	者	人(人)											
容	ニ 資本金・出	ニ 資本金・出資総額					万円 ト 雇用管理責任者 の氏名及び員数 他								
④ 送	イ 取引金融機	関店舗	#名		釒	艮行		支店	ハ (フリカ	iナ)				
金先	ロ 預金の種類	頁・番	号	普通・当座 No.					名	名 義 人 名					
70	⑤ 受講施設名							⑥受講	‡訓練コー	ース名					
	⑦ 受講期間		年	月	日~	年	月	日	8経		路		駅~		駅
実	⑨ 受講者名	10							イ 鉄	道	賃				
夫		明 超 距離							運賃			(特) 急行	料金	<u></u>	+
施		往		km						円			円		円
報		復 1	1	口 船1	賃		ハ車	賃		二 航空	2.6		車燃料費・高 B使用料	11)	合計
告		人分				距	雏	運	賃						
百					円		km		円				円		円
	12 往復交通費					①事業	主負担額	i				※ 算定額			
	計 (⑪×人数)				円 (⑫に係わら 事業主が負					円				円
①5 受	上記の者は、当[団体が	行った	広域的	な教育訓	練の受講者	音であり	、上記の	訓練コー	スを同受	講期間内	内に受講した	こものであるこ	ことを証明	します。
講	平成 年	月	日						16-10 A						
証明									施設名	r 4					
欄								I	代表者氏				•		
本	事業を実施する	し公	共 機 🎚			有	(名称:				無				
過	去 3 年 間		不	正	受 糸	合 の 有	有 無				有	•	無		
	[A] 労働保険			況	〔安定於	所〕〔局〕	(B	〕過去	の不正受	:給の有無	# [(こ〕 労働	関係法令違原	マの有無	
※ 労	(労働保険番号 (滞納事業所が														
働局	●支給申請書受	を 理年 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	月日	平月			日								
¹													円		
定所	備考									(1.5.2)	1				
処理	労働局決裁欄	(局長)		(部長・)	(課卦	₹•)	(補佐・)	(係長	•)	()
欄															
1114	安定所決裁欄	(所長)		(部長・	次長)	(課	長・統	括)	(職業打	旨導官)	(担)	当)		

- 1. こい甲胡青を促出するとさは、**表面の注意事項**を参照して下さい。 2. ※印欄は、記入しないで下さい。

(申請年月日)平成 年 月 日

建設教育訓練助成金(建設広域教育訓練 - 受講援助)の支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この建設教育訓練助成金 (建設広域教育訓練-受講援助) 支給申請書 (以下「申請書」といいます。) は、中小建設事業主がその雇用する 建設労働者に広城的な教育訓練を受講させ、その受講に要する費用 (旅費) を負担した場合に、その経費につき支給される助成金の支給申請 を行うときに所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「管轄労働局」といいます。) 長に提出するものです。
- (2) 建設広域教育訓練―受講援助の助成金の1人当たりの助成金の額は、事業主が受講に際し旅費として負担した額(その額が鉄道賃、船賃、車賃、航空賃の合計額を超えるときは、当該合計額)の2分の1とします。
- (3) この申請書は、教育訓練が終了した日から原則として2ヶ月以内に、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
- (4) この申請書には、以下の書類を添付して下さい。
 - イ 受講した労働者に旅費を支給したことを証す関係書類(訓練受講者の受領書(写)、出納簿(写)、賃金台帳(写)等)
 - ロ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)、及び労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は「労働保険料等納入通知書」の写し
 - ハ その他管轄労働局長が必要と認めるもの

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入(押印不要)した上、申請者の記名押印等をして、委任状(任意様式) (写) を添付して下さい。
- (2) ⑤「受講施設名」欄及び⑥「受講訓練コース名」欄は、建設広域教育訓練-経費助成の助成金の対象となった職業訓練法人(富士教育訓練センター、三田建設技能研修センター等)で行われる建設工事における作業に係る職業訓練を記入して下さい。
- (3) ⑦「受講期間」欄は、受講訓練コースの受講期間を記入して下さい。(ただし、3日間以上であるものに限ります。)
- (4) ⑧「経路」欄は、鉄道を利用した場合の、事業所の最寄りの駅から訓練施設の最寄り駅までの経路を記入して下さい。(ただし、鉄道キロ数計算により50km以上である場合に限ります。)

なお、交通機関を複合利用した場合(鉄道・飛行機の乗り継ぎなど)は、その経路が分かるものを任意様式で提出して下さい。

- (5) ⑨「受講者名」欄は、受講した労働者の氏名を記入して下さい。(ただし、雇用保険の被保険者に限ります。)
- (6) ⑩中、「イ 鉄道運賃」は、⑧の経路で計算されたキロ数、運賃の額を記入して下さい。 なお、普通急行列車を運行する路線が50km以上又は特急列車を運行する路線が100km以上ある場合は、それらの普通急行(特急)料金を含めて差し支えありません。
- (7) ⑩中、「ハ 車賃」欄は、鉄道軌道がない区間であって自動車で移動した場合、1km当たり37円として計算した額を記入して下さい。 (タ クシーの利用は対象外です。)
- (8) ⑩中、「ニ 航空賃」欄は、現に支払った旅客運賃を記入して下さい。ただし、経路日程等を勘案し非効率的なものについては対象となりません。
- (9) ⑩中、「ホ 自動車燃料費・高速道路使用料」欄は、自家用車・社有車・レンタカーにより、全区間を移動した際のガソリン・軽油の使用 相当額を記入して下さい。
- (10)⑤「受講証明」欄は、中小建設事業主がその雇用する建設労働者に広城的な教育訓練を受講させた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、当該実施機関の証明を受けて下さい。
 - ※印欄は記入しないで下さい。

3 その他

- (1) この助成金の支給に当たって建設事業主は、次のいずれの要件にも該当している必要があります。
 - イ 過去2年を超えて労働保険料を滞納していないこと。
 - ロ 過去3年間に雇用保険二事業に係る助成金の不正受給がないこと。
- (2) 管轄労働局又はハローワークは、この助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合があります。
- (3) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した申請書等の写し、添付書類の原本、所要費用の領収書、労働者名簿、賃金台帳及び就業規則、労働契約書又は雇入通知書の写しを支給決定日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管して下さい。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (5) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。